

## 船舶事故調査報告書

平成30年4月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	沈没
発生日時	不明（平成30年1月6日 16時30分ごろ～9日 06時50分ごろの間）
発生場所	岩手県釜石市釜石港 釜石港北防波堤灯台から真方位113° 109m付近 （概位 北緯39° 16.2′ 東経141° 53.8′）
事故の概要	交通船 <sup>へいせい</sup> 平成丸は、無人で岸壁に係留中、沈没した。
事故調査の経過	平成30年1月11日、主管調査官（仙台事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	交通船 平成丸、5トン未満（長さ9.10m）
船舶番号、船舶所有者等	293-12346岩手、株式会社山元
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	左舷船側部外板下部に破口、主機等に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西～西、風力 1～5、最大風速 13.0m/s（7日09時20分ごろ～11時20分ごろ） 海象：海上 平穏 最高潮位 131cm（6日17時37分）、最低潮位 17cm（7日00時42分）
事故の経過	<p>本船は、釜石漁港にある修築中の離岸堤に係留しているランプウェイ台船までの交通船として従事していたところ、平成30年1月6日の作業を終え、船首尾から各3本の係船索を取って‘釜石漁港修築岸壁’（以下「本件岸壁」という。）に船首を南方に向けて左舷着け係留し、16時30分ごろから無人となった。</p> <p>本船は、2日間の休業の後、9日06時50分ごろ本件岸壁前面の海底に船尾を下にして沈没しているのが発見された。</p> <p>本船は、左舷船側部外板下部に破口（長さ約20mm、幅約8mm）が発見された。</p> <p>本船の両舷船側部外板上部には、タイヤが取り付けられていた。</p> <p>本件岸壁には、3m間隔でゴム製棒状防舷物が固定されていた。</p> <p>船長は、本船が、西方からの強風（約13～15m/s）で動揺し、本件岸壁の防舷物のない部分に接触した左舷船側部外板下部に破口が生じ、船内に浸水して沈没したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長は、係船時、潮の干満を考慮して係留索に約1mの緩みをもたせていた。</p>
分析	本船は、釜石港において、無人で本件岸壁に左舷着け係留中、左舷船側部外板下部に破口が生じて船内に浸水したことから、沈没したも

	<p>のと考えられる。</p> <p>本船は、1月6日16時30分ごろに無人となり、9日06時50分ごろに沈没しているのが発見されたことから、この間において沈没したものと考えられる。</p> <p>本船は、西方からの強風時に動揺し、本件岸壁の防舷物がない部分に接触して左舷船側部外板下部に破口が生じた可能性があると考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、釜石港において、無人で本件岸壁に左舷着け係留中、左舷船側部外板下部に破口が生じて船内に浸水したため、沈没したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岸壁に係留する際は、係留時における潮汐の変動、強風、高波を考慮し、アンカーを打ち、岸壁から離して係留する等、適切な方法を選定すること。</li> <li>・ 係留岸壁との接触防止のために適切な位置等にフェンダーを設置すること。</li> </ul>